

人事委員会規則九一九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月二十五日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則九一九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則
規則九一九（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） 略 秋田県厚生農業協同組合連合会 日本赤十字社 略	別表第一（第二条関係） 略 秋田県厚生農業協同組合連合会 略

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。